平成 24 年度風力発電等アセス先行実施モデル事業委託業務 公募要領

平成24年2月環境省総合環境政策局

1. 業務の概要及び目的

環境省では、風力発電所及び地熱発電所(以下、「風力発電等」という。)について、平成23年4月27日に公布された改正環境影響評価法(以下、「改正アセス法」という。)の全面施行(平成25年4月1日)前に、計画段階配慮書(以下、「配慮書」という。)段階の環境影響評価手続に先行的に取り組む事業者により、配慮書に記載する事項の検討等を行うモデル事業を実施することを通じて、風力発電等について質が高く効率的な環境影響評価の実施を促進します。

これにより、地球温暖化対策として期待されており、適切な環境配慮がなされた風力発電等の着実な導入に貢献します。

2. 公募対象業務

公募の対象となる業務は、風力発電等の事業について、改正アセス法に準じて、配慮書に 記載する事項の検討等、配慮書段階の環境影響評価手続を行う上で必要な検討を先行的に実 施するモデル的な取組であって、以下の要件を満たすものとします。

- (1) 風力発電等の事業について、総出力(設備容量の合計)が原則として1万kW以上で、本業務終了後に配慮書段階の環境影響評価手続に着手する予定のものであって、具体的な計画を有する等の実現性のある事業であること。
- (2) 改正アセス法第三条の二~第三条の十及び「環境影響評価法に基づく基本的事項等に関する技術検討委員会報告書(案)」に準じた配慮書段階の環境影響評価手続(計画段階配慮事項についての検討、配慮書の作成、配慮書についての一般及び関係地方公共団体からの意見聴取等。下記①~③の内容を含むこと。詳細は提案を受けて契約時に決定。)についての検討を、改正アセス法全面施行前に先行的に行うものであること。
- ①計画段階配慮事項の検討に当たっては、事業特性及び地域特性を踏まえた計画段配慮事項の設定を検討するとともに、事業の位置、規模又は施設の配置、構造に関して、原則として適切な複数案の設定を検討すること。
- ②配慮書に記載する事項を具体的に検討すること。検討に当たっては、必要となる既存資料の収集・整理を行うとともに、必要に応じて専門家からの知見の収集及び現地調査・ 踏査等を行うこと。
- ③配慮書についての一般及び関係地方公共団体からの意見の聴取の方法を検討すること。 また、一般及び関係地方公共団体に意見を求める場合は、可能な限り、配慮書の案について行うことを検討すること。

3. 公募条件等

(1) 応募は、国及び地方公共団体を除く風力発電等の事業者(以下「風力発電等事業者」という。)による提案を原則とし、風力発電等事業者以外の者が応募する場合は、風力発

電等事業者との共同提案によるものとします。なお、風力発電等事業者等によって協議 会等を設置している場合は、当該協議会等による応募でも構いません。

- (2) 本業務の受託者は応募を行った者とし、2者以上の者が共同で提案を行う場合は、その主たる業務を行う者が一括して受託するものとします。なお、1者による複数の応募も可能とします。
- (3) 委託業務は当該年度に行われるものとし、業務実施期間は、契約締結の日から平成25年3月15日以前までとします。
- (4) 委託費は、1件あたり1,000万円以下を想定しておりますが、提案内容に応じ、予算 (平成24年度は約5,000万円)の範囲内で委託します。なお、本業務の契約締結は、平 成24年度予算の成立を前提とします。

4. 審査の実施

公募を行い、計画段階配慮事項についての検討、配慮書に記載する事項の具体的な検討、 配慮書についての一般及び関係地方公共団体からの意見聴取方法の検討等の実施方針の有効 性、妥当性並びにこれらの検討結果を受けて作成が検討される配慮書の先進性、地域の関係 団体等との連携状況、事業の実現性等の観点から厳正に審査を行い、再生可能エネルギーの 種類(風力発電/地熱発電)や実施地域も考慮して、予算総額の範囲内において選定し、契約 候補者とします。

なお、審査結果は、提案書等の提出者に遅滞なく通知します。

5. 応募に当たっての留意事項

本業務は国の委託業務として行うものであり、設備等に対する補助は含まれません。

また、本業務に採択された場合、業務の性格上、別途公示を予定する「平成 24 年度風力 発電等環境アセスメント基礎情報整備モデル事業(全国既存情報等データベース整備等事業) 委託業務」の受託者にはなれません。

6. 応募の方法について

(1) 応募書類の書式(応募様式)について

応募に当たり提出が必要となる書類は以下の書類とします。応募書類の作成に当たっては、必ず次の電子ファイルをダウンロードし、所定の様式に従って作成するようお願いします。応募書類に重大な不備等があった場合は、本業務の選定対象外とさせていただくことがあります。

- · (様式1) 提案書
- ・(様式2) 経費内訳
- (2) 応募書類の提出方法について
- ①提出方法
 - ア) 電子メールの場合

応募様式の電子ファイルを電子メールの添付ファイルとして、以下のメールアドレス宛てに送信してください。なお、メールの件名(題名)を「平成24年度風力発電等

アセス先行実施モデル事業委託業務応募」とし、添付ファイル名に、提案書、経費内 訳の種別及び申請者名(会社名、団体名)を記載してください。

- ・添付ファイル名の例:「提案書(○○株式会社)」
- ・メールアドレス: sokan-shinsa@env.go.jp
- ・注意事項:電子ファイルを作成する保存形式は、Microsoft 社 Word2003 以下のバージョン形式としてください。使用するフォントについては、一般的に用いないものを使用しないでください。また、電子ファイル作成後 Microsoft 社 Windows 7 上で表示可能であることを確認し、自動解凍ファイル等、圧縮ファイルとせず、電子ファイルの容量自体を極力小さくするような工夫をお願いします。特に図表等を挿入する場合は、十分注意してください。なお、当該電子ファイルにマクロ等の機能を付与しないでください。このようなファイルは速やかに破棄・削除させていただきます。なお、当方のメールサーバーの都合上、電子ファイルの容量が 2MB を超える場合はメールを受け取ることができませんので御注意ください。
- ・受領の確認:応募様式を受領した後、送信を行ったメールアドレス宛てに受領した旨を担当者から返信します。メールを送信後、数日しても返信がない場合、うまく送受信されていない可能性があります。担当まで電話にてお問い合わせください。

イ) 郵送の場合

上記ア)と同様の応募様式を保存した CD-ROM と、応募様式をプリントアウトしたものを 6 部同封の上、下記宛先まで送付してください。

- ・宛先:〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2 環境省総合環境政策局環境影響審査 室 平成24年度風力発電等アセス先行実施モデル事業委託業務担当
- ・封筒の表に赤字で「平成24年度風力発電等アセス先行実施モデル事業委託業務応募書 類在中」と必ず記載してください。
- ・受領の確認:応募様式を受領した後、様式に記載された Fax 番号宛てに担当者から受領した旨のFax を送ります(もしFax をお持ちでない場合は担当まで御連絡ください。)。数日しても Fax が届かない場合、書類が届いていない可能性があります。担当まで電話にてお問い合わせください。

②提出いただいた応募書類について

提出いただいた応募書類は返却いたしません。また、応募書類等に含まれる個人情報は、「平成24年度風力発電等アセス先行実施モデル事業委託業務」以外の目的で使用することはございません。

③応募書類の受付期間

平成 24 年 2 月 23 日 (木) ~平成 24 年 3 月 14 日 (水) 17 時必着

※ 受付期間以降に当方に到着した書類のうち、遅延が当方の事情に起因しない場合は受け付けません。

7. その他

公募に対する問い合わせは、下記担当者までお願いいたします。

<担当>

〒100 - 8975 東京都千代田区霞が関1 - 2 - 2

環境省総合環境政策局環境影響審査室 亀井、宮森 TEL: 03-3581-3351(内線 6236)/FAX 03-3581-2697

Email:sokan-shinsa@env.go.jp